

「岡山家族支援センターみらい」とは

子どもの健全育成の視点に立ち、離れて暮らす親子の面会交流を支援します。

- ▷面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。その目的は、子どもが親を知り、その親の愛情を確認して安心して育つことにあります。
- ▷平成23年の民法改正において、離婚後の子の監護に関する事項として「父又は母と子との面会及びその他の交流」が、民法766条に明定されました。
- ▷「岡山家族支援センターみらい」は、子どもの心の問題に焦点をあてながら健全育成の視点に立ち、元家庭裁判所調査官、調停委員経験者、弁護士等が中心となって面会交流を援助する第三者機関として設立されました。

参加申込書

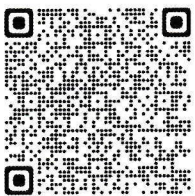
参加希望の方は、以下に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。
お申し込みフォームのQRコードからもお申し込みいただけます。

FAX.050-3153-0704

参加申し込み締切：11月12日(日)

ふりがな 氏名			参加方法	会場 ・ ZOOM
電話番号	メール アドレス		会員区分	会員 ・ 会員以外
ご質問等				

※ご記入いただいた情報は、当講演会に関するご連絡・統計資料の作成以外の目的には使用しません。



←こちらのフォームからも
お申し込みいただけます。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人
岡山家族支援センターみらい事務局
TEL.070-5678-0226 FAX.050-3153-0704

